

ひかり

日光市少年指導センターだより 第19号

発行：令和5年9月 日光市少年指導センター

(日光市教育委員会事務局生涯学習課内)

TEL 0288-21-5182 FAX 0288-21-5185

日光市少年指導センター所長 手塚 克英

少年指導委員の皆様をはじめ、地域住民の皆様におかれましては、日ごろから日光市少年指導センターの事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

日光市少年指導センターでは、少年の健全育成のために社会環境の浄化活動や街頭指導、及び相談事業を行っています。特に、街頭指導では、通学路やショッピングセンターなどの巡回を行い、指導や声かけによる非行防止に努めており、少年事犯は減少傾向となっております。

さて、新型コロナウイルス感染症は、今年5月に感染症の分類が2類から5類に変わりましたが、このウイルスが猛威を振るった約3年間は、子どもたちがSNSやインターネットゲーム等に没頭してしまうなど、子どもたちの生活様式にも変化を及ぼしました。

SNS等は非常に便利なものですが、思いも寄らぬ形で犯罪に巻き込まれてしまうこともあり、利用には十分な注意が必要です。

一方、感染症の分類が5類に変わったことで、子どもたちの活動も徐々に活動的になってきております。市内で開催されるイベントもコロナ禍前に戻りつつあります。子どもたちが非行に走らないよう、これまで以上に指導や声かけが重要なものであると感じております。

このため、日光市少年指導センターでは、家庭、学校、地域が連携した地域ぐるみによる取り組みで子どもたちを守り、健やかな成長につなげてまいりたいと思います。皆様におかれましては、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

日光地区少年指導委員4年ぶりに本格的に活動開始



弥生祭の巡回 (4/17)



小来川地区危険箇所巡回 (5/21)



日光地区少年指導委員会総会 (5/23)



足尾地区盆踊り巡回 (8/14)

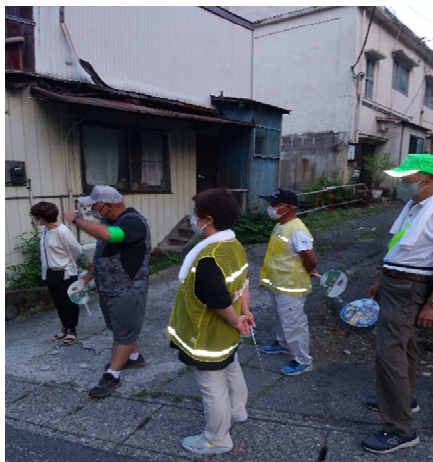
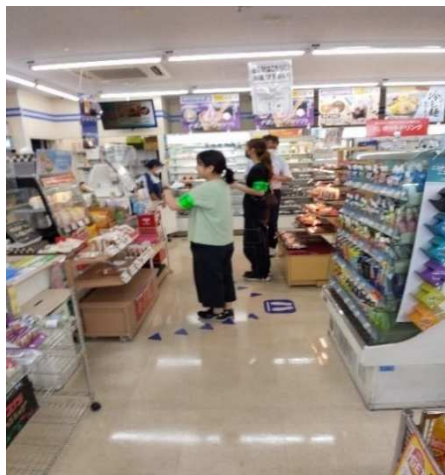
今市地区少年指導委員活動報告

“子どもたちの健全育成の具現化は活動すること”

今市 8 班コンビニ巡回 (7/4)

藤原 2 班龍王祭巡回 (7/28)

今市 1 班イオン今市店巡回 (7/22)



スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを防止・解決するためのヒント

どうする!? ネットいじめが発覚したら

例えば、指導者の関知しないところでチームの練習風景を撮影した動画が SNS で公開されていたとして、その動画が特定の選手のミスをおもしろおかしく編集し、ミスをした選手をバカにするような内容であった場合、そして再生回数やコメントもかなりの数になっていたとしたら、指導者はどのような対応をするべきでしょうか？

ネットいじめを放置するリスク

投稿者がいたずら半分に作成・公開したものでも、対象者が精神的苦痛を感じればネットいじめに該当します。インターネット上に公開された情報は、短時間で拡散する可能性が高く、たとえ最初の投稿を削除しても、コピーされた画像や動画を完全に消し去ることはほぼ不可能です。悪意のある動画公開のようなネットいじめの放置は、被害を拡大させ、問題を深刻化させるおそれがあります。

また、投稿者の刑事責任（名誉棄損罪、侮辱罪など）や損害賠償責任が問われるだけでなく、チーム関係者に責任が及ぶケースも考えられます。

例えば、被害者が精神疾患、あるいは自殺に追いやられた場合など、指導者にその予見の可能性があり、回避するための適切な措置を怠ったと判断されれば損害賠償責任を生じる可能性があります。損害賠償に至らなくても、保護者からのクレームなどによりチームの評判や信頼が低下する危険もあるでしょう。

このように、チーム運営・管理の責任がある指導者は、ネットいじめを放置する危険性を理解しなければなりません。

指導者が取るべき初期対応

チーム内でのネットいじめが発覚した場合、指導者が取るべき基本的な対応方針を法律専門家が説明すると、①証拠保全、②選手への聞き取り、③被害者とその保護者に対する経過と結果の報告④チーム内の加害者とその保護者に対する指導になると思います。 [J S P O S p o r t J a p a n 2023 05-06]

TADACOME (忠男のコメント)

指導者が不適切な SNS の利用を慎むように保護者や子どもたちに呼びかけましょう。誰もがフェアプレー精神で、人にやさしく公平・公正な行動を、自ら考えて実践できるチームやクラブになってほしいです。